

江戸時代の離縁状を読む(3)

解答

史料 「送一札之事(ふさ離縁二付)」

〔林家文書No.五二九八〕

【釈文】

〔端裏書〕

文政十亥十一月

石井

〔本文〕

1 送一札之事

其御村方

3 権太郎殿元娘

4 一 ぶさ

5 当年廿七歳

6 右之もの、去ル八ヶ年巳前辰年中、

7 当村百姓亀蔵妻ニ縁組仕、貰請

8 候處、双縁無之、双方相談之上、此度

9 離縁ニ罷成候、然ル上者、当村宗門

10 人別帳相除候間、以来ハ其御村方宗門

11 人別御帳面ニ御書入可被成候、為後日、

12 送一札、依而如件

13 土井大炊頭領分

14 武州入間郡

15 名主

16 文政十亥年十一月十八日左七郎(印)

17 赤尾村

18 御名主中

【読み下し文】

送一札の事

其御村方

権太郎殿元娘

一 ぶさ

当年廿七歳

右のもの、去る八ヶ年巳前辰年中、
当村百姓亀蔵妻に縁組仕、貰ひ請け

候處、双縁之無く、双方相談の上、此の度
離縁に罷り成り候、然る上は、当村宗門
人別帳相除き候間、以来は其御村方宗門
人別御帳面に御書入成らるべく候、後日の為、
送り一札、依て件のごとし

土井大炊頭領分

武州入間郡

名主

文政十亥年十一月十八日左七郎(印)

赤尾村

御名主中

【大意】

送り一札の事

一つ、そちらの御村方の権太郎殿の元娘ふさ 二十七歳
右の者は去る八か年前辰年中に当村(〓石井村か)の百姓亀蔵の妻に縁組し、貰い受けました
ところ双縁なく、双方(夫婦または両家)相談の上、この度離縁となりました。そうであるから
には当村の宗門人別帳から除きますので、以降そちらの御村方(〓赤尾村)の宗門人別帳に御
書入れください。後日のため、送り一札は前記のとおり。